

■ ビルクリーニング

従事する業務区分	建築物内部の清掃（住宅を除く）
雇用形態	直接雇用
試験区分	1 試験区分
技能試験	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験
日本語試験	日本語能力試験（N4以上）、又は、国際交流基金日本語基礎テスト
試験免除等となる技能実習職種	ビルクリーニング
人数制限	なし
管轄省庁	厚生労働省
受入機関に対して特に課す条件	ビルクリーニング分野特定技能協議会に加入し、加入後は協議会に対し必要な協力を行うこと
	厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	受入れを行う営業所が「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること